

<Q & A>

Q 1 「雇用保険被保険者証」は、今後の雇用保険の手続きで必要になるため、事業主が保管すべきではないのでしょうか？

A 1 「雇用保険被保険者証」は労働者に対してハローワークから交付するものであり、事業主が保管すべきものではありません。

なお、従来は雇い入れた労働者が資格取得時の氏名を変更する場合など事業主がハローワークへの手続きを行う都度、「雇用保険被保険者証」を添付することとされていましたが、現在は添付の必要はありません。

Q 2 雇い入れている労働者について、雇用保険の被保険者として加入手続きが行われているかなどを事業主が確認するためには、どうすればよいのでしょうか？

A 2 ハローワークでは、事業所ごとの被保険者の数等の確認を行うことができるよう、「事業所別被保険者台帳（写）」を事業主の請求に基づき交付しています。

（注） 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

外国人（特別永住者を除く。）を雇用した場合、その氏名、在留資格等をハローワークに届け出ることが必要です。（平成19年10月1日から）

※ なお、この届出は雇用保険被保険者資格取得届に必要事項を記載して行うことができます。